税金が支える住みよい社会

税のたより

令和６年11月１日
第155号
(136,000部)発行
海部津島納税
貯蓄組合連合会

津島市立込町4丁目144
☎0567（28）2800
ホームページはこちらから➡

税に関する優秀作品決まる

当連合会では、税に対する正しい理解を深めてもらうために、中学生の作文、小学生の習字を募集しました。今年も管内全ての小中学校より4,700点以上の応募を頂き、誠にありがとうございました。御協力御協賛いただきました先生ならびに関係機関の皆様方に厚くお礼申し上げます。

なお、作文5点 習字3点を愛知県納貯連等に推薦させて頂きました。

（作文 共催 国税庁・習字 共催 一般社団法人 津島法人会）

作文

応募22校
1,981点

県連等推薦

樋口　栞奈（佐屋中）
水野　和泉（佐織西中）
村上　琴音（弥富中）
江森　桃果（美和中）
嶋田　翔真（甚目寺南中）

特選

津島税務署長賞
田口　里空（佐屋中）
鬼頭　紅朱（八開中）
加藤万花奈（弥富北中）
日比野未惺（弥富北中）
赤塚　員暉（七宝中）
後藤　望友（蟹江北中）

津島税務署内租税教育推進協議会長賞
辻村　純麗（七宝北中）

津島税務署管内税務推進協議会長賞
今井　健翔（大治中）

東海税理士会津島支部長賞
佐藤　芽以（弥富北中）

一般社団法人 津島法人会長賞
大倉るりあ（佐織西中）

津島税務署管内青色申告会連合会長賞
早川　依吹（甚目寺南中）

津島商工会議所会頭賞
草野　結奏（佐織西中）

愛知県商工会連合会海部支部長賞
萩原　悠月（七宝中）

津島間税会長賞
美藤かのん（美和中）

津島酒類行政連絡協議会長賞
榊原　湖子（佐屋中）

海部津島納税貯蓄組合連合会長賞
谷川　結梨（甚目寺南中）

西尾張県税事務所長賞
相原　麗（美和中）

津島市長賞
今田　新湖（藤浪中）

愛西市長賞
足立　龍我（八開中）

弥富市長賞
柴田　蒼史（弥富北中）

あま市長賞
大前　奈那（美和中）

大治町長賞
石谷　咲和（大治中）

蟹江町長賞
角谷　遥輝（蟹江中）

飛島村長賞
豊田　織音（飛島学園）

津島市議会議長賞
早川　絢（藤浪中）

愛西市議会議長賞
大野　倫花（佐織西中）

弥富市議会議長賞
大島　理寛（弥富北中）

あま市議会議長賞
佐藤　由萌（七宝中）

津島市教育委員会賞
片山あかり（神守中）

愛西市教育委員会賞
青木　穂奈（佐屋中）

弥富市教育委員会賞
伊藤　大貴（十四山中）

あま市教育委員会賞
戸谷　桜大（七宝北中）

愛西市商工会長賞
蒲谷　夢芽（佐屋中）

弥富市商工会長賞
山田　茉那（十四山中）

あま市商工会長賞
後藤　咲絵（甚目寺中）

大治町商工会長賞
髙取　紗良（大治中）

飛島村商工会長賞
三井　太郎（飛島学園）

津島ロータリークラブ会長賞
北原　颯馬（藤浪中）

あまロータリークラブ会長賞
中田　結理（甚目寺中）

津島ライオンズクラブ会長賞
古田紗弥香（神守中）

弥富ライオンズクラブ会長賞
伊藤野々華（弥富北中）

海部ライオンズクラブ会長賞
杉藤優里奈（美和中）

愛西ライオンズクラブ会長賞
井戸田朱莉（佐織中）

ふれあい

津島税務署長
西川　裕治

晩秋の候、皆様におかれましては、ますますご健勝のことと心よりお慶び申し上げます。

さて、本年も、「税に関する中学生の作文・小学生の習字」について、大変多くの作品をご応募いただき、その中から優秀作品が選ばれました。優秀作品に選ばれました皆さん、誠におめでとうございます。

優秀作品はもとより、いずれの応募作品も、皆さんの税についての考えや想いが伝わる素晴らしい作品でした。また、今月11日から17日は「税を考える週間」となっておりますので、是非、国民の皆様が納めた税が社会でどのような役割を果たしているか、理解を深める機会としていただければ幸いです。

税に関する作文・習字の募集活動におきましては、海部津島納税貯蓄組合連合会の会員の皆様の長きにわたる地道なご尽力と、管内各市町村の学校関係の皆様のご理解とご協力により、作品の応募総数は、今や全国屈指となるまでに拡がっております。

津島税務署におきましては、今後も、関係機関の皆様と連携・協調を図りながら、租税教育の推進と税知識の普及に努めてまいりますので、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

習字

応募49校
2,737点

県連等推薦

細江　妃咲（立田南部小）

今井響一郎（弥生小）

長山　倖大（白鳥小）

特選

津島税務署長賞
長谷川瑠香（美和東小）

津島税務署管内租税教育推進協議会長賞
萩尾　優作（大治南小）

津島税務署管内税務推進協議会長賞
吉田　実優（高台寺小）

東海税理士会津島支部長賞
恒川　佳歩（大治南小）

一般社団法人 津島法人会長賞
野村　帝翔（津島南小）

津島税務署管内青色申告会連合会長賞
加藤　結陽（大治南小）

津島商工会議所会頭賞
矢島　太瑚（大治西小）

愛知県商工会連合会海部支部長賞
山田　舞音（伊福小）

津島間税会長賞
吉安菜々美（市江小）

津島酒類行政連絡協議会長賞
越前　琉功（津島南小）

海部津島納税貯蓄組合連合会長賞
木村　天音（新蟹江小）

西尾張県税事務所長賞
栗崎　小春（菖蒲寺東小）

津島市長賞
佐藤　まい（津島北小）

愛西市長賞
野口　琳香（開治小）

弥富市長賞
早川　晶那（十四山西部小）

あま市長賞
前岡　成陽（美和東小）

大治町長賞
立松　心音（大治南小）

蟹江町長賞
萩野下　蘭（蟹江小）

飛島村長賞
石田　麻衣（飛島学園）

津島市議会議長賞
梅田　彩禾（神島田小）

愛西市議会議長賞
渡邉　明音（草平小）

弥富市議会議長賞
工藤　乃愛（日の出小）

あま市議会議長賞
早川　侑希（菖蒲寺小）

津島市教育委員会賞
神守　希実（神守小）

愛西市教育委員会賞
加藤　優奈（開治小）

弥富市教育委員会賞
星野　禾帆（大藤小）

あま市教育委員会賞
山内美衣咲（菖蒲寺西小）

愛西市商工会長賞
加藤　裕奈（佐屋小）

弥富市商工会長賞
河村　一花（弥生小）

あま市商工会長賞
森　千紘（菖蒲寺南小）

大治町商工会長賞
山北　龍治（大治南小）

飛島村商工会長賞
渡辺　大河（飛島学園）

津島ロータリークラブ会長賞
岡本　爽助（神島田小）

あまロータリークラブ会長賞
吉田　彩乃（伊福小）

津島ライオンズクラブ会長賞
宇佐美春佳（神島田小）

弥富ライオンズクラブ会長賞
高橋　萌花（大藤小）

海部ライオンズクラブ会長賞
武山　桃子（菖蒲寺東小）

愛西ライオンズクラブ会長賞
野島　紬（立田南部小）

入選

加藤　咲樹（津島東小）
永　心（津島南小）
金山　凛（津島北小）
社本　唯希（神守小）
髙羽　彩笑（高台寺小）
上田帆乃香（立田南部小）
小粥　心晴（立田南部小）
伊藤　里留（立田南部小）
高橋　佑衣（開治小）
堀田ルル那（勝幡小）
清水　杏（十四山西部小）
丹下　綾乃（桜小）
関　万優子（栄南小）
冨田　綾翔（伊福小）
朝倉　望羽（伊福小）

岩垂　紗良（美和小）
伊藤　暖幸（正則小）
山本　有唯（菖蒲寺小）
浅見　芽衣（菖蒲寺南小）
川原　芽依（菖蒲寺南小）
籾山　日奈（菖蒲寺南小）
森田　結衣（大治小）
矢野　花奈（大治小）
高岡　羽南（大治小）
後藤　杏果（大治南小）
光武ほのは（大治西小）
新永　紗菜（大治西小）
和田　悠愛（蟹江小）
山田　悠生（須西小）

（順不同　敬称略）

作文

前ページ作文のつづき

入選

内藤　朱理（七宝中）
浅見　祐衣（菖蒲寺南中）

出口　悠生（蟹江北中）

（順不同　敬称略）

振替納税を支える地元金融機関

（海部津島納貯賛助会員）

三菱UFJ銀行　津島支店
三十三銀行　蟹江支店
中京銀行　津島中央支店
〃　蟹江中央支店
〃　大治中央支店
名古屋銀行　弥富支店
〃　津島支店
〃　神守支店
〃　菖蒲寺支店
〃　愛西支店
〃　蟹江支店
〃　大治支店
愛知銀行　津島支店
〃　美和支店
〃　大治支店
〃　蟹江支店
十六銀行　美和支店
大垣共立銀行　佐織支店
〃　菖蒲寺支店
〃　七宝支店
〃　蟹江支店
いちい信用金庫　菖蒲寺支店
〃　津島営業部
〃　蟹江支店
〃　佐屋支店
桑名三重信用金庫　弥富支店
〃　弥富南支店
〃　蟹江支店
岐阜信用金庫　美和支店
愛知信用金庫　七宝支店
中日信用金庫　菖蒲寺支店
JAあいち海部農業協同組合

（順不同）

税に関する作文
税務署長賞

会費

愛西市立佐屋中学校　田口里空

僕が税金について深く考えるようになったのは、先日の学校の経験からです。学校に税務署の方が訪問され、僕たち中学生に税金による恩恵や基本的な説明を受ける機会がありました。この体験を通じて、税金の重要性やありがたみ、その役割を実感することができました。

その訪問で税務署の方は、税金は国民が不自由なく生活を送るための「会費」のようなものだと説明してくださいました。この言葉は僕にとってとても新鮮で、税金が僕たちの生活を支えるための重要な資源であることを実感しました。税金が無ければ、僕たちの生活に必要な多くのサービスや施設が成り立たないことを理解することができました。

そこで僕が一番に身近に税金の恩恵を受けているものがあることに気づきました。それは、普段の学びにおいて欠かせない、教科書です。「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待を込め、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」この言葉で税は僕たちの生活に欠かせないものであり、税によって支えられているのだと感じました。

さらに「平等」と「公平」は似て非なるものだと説明してくださいました。そこで平等とは、全員に同じものを与えることですが、公平とは、それぞれの状況に応じて適切に資源を分配することだと知ることができました。税金の使い道もこの考え方に基づいており、全ての人に平等に同じサービスを提供するのではなく、必要な人に適切に支援を行うことが大切だということがわかりました。例えば医療や教育のサービスは個々の状況やニーズに応じて提供されることで、より公平な社会を作ることができるのです。

消費税についても触れられ、僕たちの家庭でもその影響を実感しています。消費税は、商品やサービスを購入する際に支払うものでその収入が公共サービスの提供に役立てられています。消費税の収入によって、医療機関の設備が整備され、教育環境が改善されるなど、私たちの生活の質が向上しています。消費税が僕たちの生活にどれほど関わっているかを理解し、税金の意義をより強く感じました。

この訪問を通じて、税金の役割だけでなく、税金がもたらす具体的な恩恵についても理解が深まりました。税金が社会にとってどれほど重要であるかを感じ、納税者としての責任を果たすことの大切さを実感しました。これからも税金の仕組みやその使い道について関心を持ち、社会の一員としてその責任を果たしていきたいと思います。税金は私たちの生活を支える「会費」であり、その意義を理解し大切にしていくことが僕たちの責務だと思います。

税に関する作文
税務署長賞

税金が支える私たちの生活

愛西市立八開中学校　鬼頭紅朱

税金は私たちの生活にとってとても大切なものであり、社会全体を支える重要な役割を果たしています。しかし、日常生活の中ではその重要性に気づきにくいことがあります。私もそうでしたが、中学生に進級した時にもらった教科書や医療ドラマで見た生活保護の話を通じて、税の大切さを実感する出来事がありました。

私が税金の重要性に初めて気づいたのは、進級した時に配られた教科書類でした。新品の教科書を先生からもらった時に、

「税金により、無償でいただいた物なので、大切に扱いましょう。」

と、先生から言われました。教科書の裏を見てみると、先生の言っていた通り、税金によって無償で支給されていることが書いてありました。あまり税金が私たちに関わっているのか深く考えていなかった私は、その話を知って驚きました。

また、私は今放送されている医療ドラマを見て、税金の重要性を知りました。そのドラマの中で、生活保護を受けている患者さんが出てきました。彼は大きな病気にかかっており、高額な治療費が必要でしたが、生活保護のおかげで治療を受けることができました。そのシーンを見て、生活保護という制度があることで、多くの人が救われていることを知りました。さらに、その生活保護が税金によって支えられていることを知り、税金の大切さを実感できました。

税金は、私たちが普段当たり前のように享受している公共サービスや社会インフラを支えるために使われています。例えば、道路や橋の建設・維持、教育や医療の提供、警察や消防の運営など、私たちの生活を安全で快適に保つために必要なものが全て税金によって支えられています。これらのことを知ることで、税金の支払いが社会全体のためになるという意識が芽生えました。これにより、税金が私たちの生活の質を向上させるために欠かせないものであることを理解しました。

私たち中学生は、消費税ぐらいしか納税することはありませんが、家族や地域の大人たちが納める税金が私たちの生活を支えていることを理解することは重要だと考えます。そして、将来私たちも社会の一員として色々な税を納める立場になる日が必ず来ます。その時には、税金の重要性をしっかりと理解し、自分がどのように貢献できるかを考えながら生活したいなと思いました。

このように、中学生として税金について学び、実体験や医療ドラマでのエピソードを通じてその大切さを実感することで、私たちの生活がどれほど税金に支えられているかを理解することができました。税金は単なるお金の話ではなく、私たちの生活の質を高め、社会全体を支えるために欠かせないものであることを改めて感じました。

税に関する作文
税務署長賞

税金に助けられている私

弥富市立弥富北中学校　加藤万花奈

「税金」と聞いて思い浮かべるのは、負担というイメージです。なぜかというと、よく世間では減税と言われているし、「高い税金を払わないといけない」と聞いたことがあるからです。私は、税金についてあまり知識がありません。私達が払っている税金で一番身近に感じるのは、消費税です。買い物をした時やご飯を食べに行った時に払っているのが分かるからです。商品の値段を見る時も常に表示されているので自分達がいくら税を払っているのかがよくわかります。よく減税と言われていますが、私は単純にこの消費税がみんなの負担になっているから減税賛成と言われているんだなと思っていました。そして、単純に負担なら減税すればいいのになと思っていました。

税金は、国が国民みんなのために使うお金で、公共のサービスや公共の施設での資金に使われている、また、警察署や消防署の活動費にも使われている、ということは知っています。また、学校や福祉施設での事業費も税金から成り立っているというのも知っています。税金の知識としてぱっと思いつくのはそれくらいでした。私は、母に税金が他に何に使われているか尋ねました。すると、まず第一に、自分の給料が税金で支払われているとのことでした。母は公立の小学校の教員です。こんなにも近くに税金が使われているなんて、私は全然意識していませんでした。母だけでなく、学校の先生、市役所で働いている方、そして警察官や消防士など様々な公務員の方の給料が税金によって支払われていると思うと、相当な額が必要だなと感じました。第二に、自分たちが税金で一番助かっているのは、医療費だと言っていました。弥富市は、現在十八歳までは医療費が免除されています。私は、耳鼻科、歯科、眼科といろいろな病院へ連れて行ってもらいます。レントゲンを撮ってもらったり薬をたくさんもらうことも少なくありません。しかしこれが実質は無料になっていて、とても助かっている、と母は話していました。また、私は小さい頃に大きな病気を患い長期的に入院していました。最初は原因不明で、MRIやCTを撮ったり脳波の検査をしたり、あらゆる検査をしたそうです。そして最終的にはとても難しい処置を行いました。普通に医療費がかかるとすると数百万円はかかっていたところ、医療費助成制度のおかげで、自己負担金はなく、その上しっかりとした処置のおかげで病気も完治に向かうことができてとても助かった、と聞きました。自分の人生がこんな風に税金で支えられていたなんて考えていなかったので、改めて税金の大切さを知ることができました。

税金は負担のイメージだと最初に言いましたが、税金はあらゆるところで私たちの役に立つように生まれ変わっているので、何のために使われているかをもっと知り、プラスのイメージをもっていきたいと思います。

税に関する作文
税務署長賞

二つの違い

弥富市立弥富北中学校　日比野未惺

「税金」この言葉を聞いて良いイメージを持つ人は少ないだろう。私もその一人だ。税金があるだけでなんだか損をした気分になる。今まで払った税金を全部集めるとどのくらいになるのだろう。私はふとそう思った。どこかでだれかのために使われているというのは分かっている。だけど、どこでどのように使われているのかよく知らない私には、税金が私たちのために使われているという実感が湧かないのだ。そのとき私は、あの日のことを思い出した。新年早々、石川県の人々を襲ったあの日のことを。

一月一日。巨大地震が能登半島を襲った。そして、私が住むこの愛知県弥富市にもその揺れは訪れた。この日から続く現地の情報を見るたびに心が痛んだ。原形を留めていない家、追ってくる津波。テレビで見た情景に私が知っている石川県はなかった。こんな状況と共に、色々な有名人が寄付するというニュースが流れこんできた。災害に対する募金。だれしも一度は目にしたことがあるだろう。私の中学校、そして兄の高校でも能登半島地震の被害者の方達のために募金活動が行われた。私は募金をした。少しでも力になれたような気がして、何だかうれしい気持ちになった。このときの私は何も気づかなかった。しかし今となって少し疑問に思うことがある。募金と納税、何が違うのだろう。この地震でも国は、被災した地域や被災者のために、復興支援や救援活動に必要な費用に一部税金を使ったそうだ。このように、税金は募金と同じように、私達国民のために使われているのだ。二つの相違点は何なのか。私は、使われる場所や用途が明確かそうでないかだと思う。私が損している気持ちになると言ったのは、税金が何に使われているのか理解していなかったからだ。一方、募金は使われる用途や目的がはっきりとしている。よく考えてみれば、税金が何に使われているか知らない人達からすれば増税反対の声をあげている気持ちもよく分かる。私も税金の使われ方なんて考えたこともなかった。

よく周りをみてみると、様々なところで税金が使われている。私が通う学校のなかだけでも、校舎や机、椅子や教科書など数えきれないほどある。他にも公園や警察署などにも使われているのだという。

このように、税金は様々なところで私達の生活を支えている。少しの税金でも気分が下がっていた私も、税金のことを学ぶことで、大きく税金に対するイメージが変わった。税金は、国民のための大きな募金箱ということをたくさんの人々に知ってほしい。

税に関する作文
税務署長賞

国民のための税

あま市立七宝中学校　赤塚員暉

私たちの生活は、自分が知らない色々なところでも税金に関わっています。私たちの生活は税金で支えられているものがたくさんあります。

税とは、国や地方公共団体が公共財や公共サービスを提供するにあたって、法令の定めに基づいて国民や企業などの主体に、必要経費などの捻出方法として負担を強制するお金で、日本では税金と言われています。また、消費税とは商品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税です。事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、資産の借付け及び役割の提供、商品の販売や運送、広告など対価を得て行う国内の取引のほとんどは課税の対象となり、外国から商品を輸出する場合も課税されます。

私たちの身の辺りで関わっている税金は、たくさんあります。税金の中でも一番知名度の高い、洋服や日用品を買った時にかかる消費税。ビールやたばこを買った時にかかる酒税、たばこ税など税は納める方法や課税対象によっていくつか分類されています。このような税金は、私たちが暮らしやすい環境を作るために使われています。顔を洗ったり歯を磨いたりお風呂やトイレを使ったりするなど、水を毎日使うために上下水道の整備をすること。安全に通学や通勤ができるように道路を整備すること。他にも公園や港、空港などの整備、森林を守る活動などにも税金は使われています。

このように私たちや会社が納める税金は、毎日の生活に深く関わっていて、欠かすことができないものです。私はもし税金が無くなれば、消費税を払わなくてよくなるから物が安くなるし他にもたくさんの種類の税金があるから欲しいものがたくさん買ってもらえると思っていました。ですが税金が無くなれば、私たちの生活にはたくさんの支障が出ます。道路や橋を修理するお金がないので壊れたまま放置されていたり修理した人に通行料を払わなければいけなくなったりします。犯罪などを取り締まる警察官もいなくなるので捜査や逮捕をしてもらえなくなるかもしれません。また、私たちが毎日行っている学校も教育のための費用を家族など一部の人で負担することになるのでとても負担が重くなります。

「税金なんて必要ない、国民の負担だ」と思っている人はたくさんいると思います。ですが、税金がなければ私たちの生活はどうなってしまうのか、よく考えてみるといいかもしれません。税金があるからこそ今の生活ができています。税金は国民みんなのために使われていることを理解することが大切です。みんなが互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、この費用を広く公平に分かち合うことが必要です。

税に関する作文
税務署長賞

社会と税の関わり

蟹江町立蟹江北中学校　後藤望友

令和六年六月、蟹江町都市計画税条例が蟹江町議会定例会で可決されたという新聞記事を目にした。今後は、周知期間を取り、令和七年度から課税されるそうだ。両親は「また負担が増える」と溜息をついている。

「都市計画税」とは何か。そもそも税金とは何なのか。何に使われているのか。私の知っている税金の種類は「消費税」、「所得税」、「相続税」くらいだ。それも買い物をするときに消費税も一緒に支払い「高いな、嫌だな」と思う程度。それが何のために徴収され、何に使われているのかなど考えたこともなかった。

日本にはおよそ50種類もの税金があり、「どこに納めるのか」、「何に税金をかけるのか」、「誰が税金を負担するのか」、「使い道は決まっているのか」により分類することができるという。今回、新聞で目にした「都市計画税」は都市計画道路、公共下水道の整備や土地区画整備事業など新たな町づくりを進めるための事業に活用されるそうだ。

他にも、学校の机や備品の購入、ゴミの処理、道路の整備、医療費の補助、警察や消防など、私達の身近な所でも生活に関わる多くのことが税金で賄われている。蟹江町では「子ども医療費支給事業」というものがあり、18歳になる年の年度末まで医療費の自己負担分を全額助成してもらえる。私が病院にかかってもお金を払わなくて良いのだ。

小さい頃、母になぜお金を払わなくて良いのか聞いたことがある。母は「本当は、自分たちで払わないといけない部分があるけれど、その分を愛知県や蟹江町とかが代わりに払ってくれているんだよ。ありがたいことだね。」と教えてくれた。

そのときは、意味がよくわからなかったが、今ならわかる。それは税金で賄われているのだ。納税者が一生懸命働いて得た収入から税金を納めてくれて、その税金が形を変えて、私達の文化的で健やかな生活を支えてくれている。

このように私達の生活は多くの税金で支えられている。中学生の私は、自分で収入を得て税金を納めるということは、まだ無い。納税者が納めてくれた税金のおかげで、安心で安全な生活を送ることができている。きれいな道路も治安の維持も、決して当たり前のことではない。その事に感謝し、将来は自分が納税者として、また、社会の一員として、文化的で安全で健やかな生活を、この国、地域を支えていきたい。

県税コーナー

◎個人事業税第2期分の納税をお忘れなく

・個人事業税は個人で事業を営む方の所得にかかる県の税金です。

・第2期分の納期限は12月2日(月)です。

・納税通知書に同封してお送りした第2期分の納付書を使用して、最寄りの金融機関もしくはコンビニエンスストア、MMK設置店又は県税事務所で納付してください。

・Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングもしくはATMを利用しての納付、インターネットでのクレジットカードによる納付、スマートフォン決済アプリによる納付もできますので、ぜひご利用ください。ただし、領収証書が発行されませんので、領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口もしくはコンビニエンスストア、MMK設置店又は県税事務所で納付してください。

・納税には便利で安全な口座振替の制度もありますので、詳しくは次の所へお問い合わせください。

※コンビニエンスストア、MMK設置店での納付については、納付書の納付金額が30万円以下のものに限ります。

○問合せ先
西尾張県税事務所県民税・事業税第二グループ
☎(0586)45-3279

◎電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に対する自動車税種別割の課税免除について

・愛知県では、地球温暖化対策その他の環境対策を推進する観点から次世代自動車の普及を促進するとともに、県内における次世代自動車の需要の拡大を通じて自動車産業の活性化を図るため、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に対する自動車税種別割について県独自の課税免除制度を導入しています。

・平成30年4月1日から令和7年3月31日までに新車新規登録を受けたものは、新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年度分が全額免除になります(平成30年度以前に新車新規登録を受けたものは、免除期間終了に伴い標準税率で課税されています。)。詳しくは次の所へお問い合わせください。

○問合せ先
西尾張県税事務所自動車税グループ
☎(0586)45-3170
▽ホームページ
https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/

市町村税コーナー

◎森林環境税の創設について

温室効果ガス排出削減や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された国税であり、令和6年度から一人年額1,000円が市民税・県民税の均等割と併せて徴収されます。

なお市民税・県民税均等割において、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、平成26年度から令和5年度の十年間、臨時的に年額1,000円が加算されていました。

◎定額減税について

デフレ脱却のための一時的な措置として、令和6年度市民税・県民税及び令和6年分所得税について定額減税が行われました。合計所得金額が1,805万円以下の方で、納税者及び配偶者を含めた扶養家族一人につき、令和6年分所得税から3万円、令和6年度市民税・県民税所得割から1万円が減税されます。(注記1)なお減税前の税額が少なく、定額減税がしきれないと見込まれる方には、減税しきれない額を1万円単位で切り上げて給付金として支給されます。

市民税・県民税の定額減税に関しては、お住いの市区町村に、所得税の定額減税に関しては、勤務先や税務署にお問い合わせください。

注記1：個人住民税均等割及び森林環境税のみが課税される方や非課税の方は対象となりません。

簡単!便利な! 国税のキャッシュレス納付のご案内

ダイレクト納付
納付方法　e-Tax利用で、パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引き落しにより納付する方法です。
詳しい情報はこちらから

インターネットバンキング等
納付方法　e-Tax利用で、インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
詳しい情報はこちらから

明るい地域社会の向上をめざし奉仕活動を実施しています。

■津島ロータリークラブ	会長 河西あつ子	副会長 山本達彦	幹事 石原弘乙	会計 野々山勝也			
■あまロータリークラブ	会長 後藤裕一	副会長 板津和博	幹事 神野恭寿	会計 東海広光			
■津島ライオンズクラブ	会長 八神昭二	第一副会長 壁谷浩太	第二副会長 西尾佳範	幹事 板野吉宏	会計 星野雅俊		
■弥富ライオンズクラブ	会長 堀川康俊	第一副会長 横井滋治	第二副会長 加藤克之	幹事 佐野弘樹	会計 鈴木敏之		
■海部ライオンズクラブ	会長 山田精二	第一副会長 澤田　崇	第二副会長 村上昭太	幹事 川口正起	会計 笹野克文		
■愛西ライオンズクラブ	会長 佐藤精一	第一副会長 近藤　武	第二副会長 斉藤　潤	幹事 横井　直	会計 鈴木敏弘		

税理士はあなたと企業のパートナー

（税金の相談は税理士へ）
東海税理士会津島支部

（津島市）　☎(0567)
埋田町　太田賢一　26－2051
昭和町　肥田　正　24－2916
東柳原町　松原與志美　24－5423
神守町　渡邊剛伸　26－2267
立込町　吉田秀樹　25－7160
良王町　内藤正史　26－2443
宮川町　服部映次　28－1151
百島町　小山幹也　26－0410
西柳原町　小島　葵　26－4666
立込町　榊原靖生　55－7817
南新開町　日比野守孝　28－9120
東柳原町　垣見和成　74－3800
宇治町　山岸功治　22－6370
西柳原町　小島範子　26－4666
藤浪町　吉本文裕　24－7703
東柳原町　仁井田　修　24－5423
白浜町　横井賢一　33－1811
金柳町　長谷川光夫　32－3513
東愛宕町　上田　誠　26－1801
埋田町　髙塚隆仁　23－3867
昭和町　神　八之真　24－2916
宮川町　服部倫久　28－1151
立込町　税理士法人
野々山会計事務所　26－2614
代表社員　野々山勝也
社員　野々山絵美
古川町　税理士法人
佐藤・前田会計事務所　25－6251
代表社員　佐藤壱久
社員　前田昭生
社員　大坪法幸
本町　税理士法人佐藤・前田会計事務所
本町事務所　26－0483
社員　佐藤光徳

（あま市）　☎(052)
下萱津　山田俊靖　444－7149
古道　原　孝　444－4174
森　蓮見利一　445－6267
七宝町下田　猪飼信行　442－8360
木田　小田嶋晴美　443－7224
下萱津　菊谷重徳　445－4937
甚目寺　岩田洋二　444－2558

（あま市）　☎(052)
二ツ寺　横橋俊一　446－2976
方領　横井利次　444－8320
七宝町伊福　村上伸昌　444－8618
小路　加藤佳高　485－6488
七宝町安松　服部岩雄　442－0797
古道　山本博久　442－9409
新居屋　柴山昭三　441－7248
二ツ寺　岩山将之　446－7738
甚目寺　淺野晴夫　444－0272
木田　山田広隆　870－0612
七宝町安松　山田雄大　700－3238
東溝口　片山顕裕　090－8553－5975
七宝町桂北海道　河合忠夫　442－6668
木田　小田嶋範幸　443－7224
坂牧郷　家田敏明　485－5656
七宝町川部　駒田　崇　080－1388－4264
西今宿　税理士法人中央会計
あま事務所　444－0621
社員　大矢秀生
蜂須賀　税理士法人アクセス
あま事務所　990－1969
代表社員　林　泰郎

（大治町）　☎(052)
砂子　溝口哲男　444－2221
三本木　安藤多一　445－3515
馬島　野間祐司　446－5363
砂子　伊藤達也　090－1754－2981
花常　シフト税理士法人　737－5697
代表社員　菊地淳浩
社員　髙野知幸
田中靖人

（愛西市）　☎(0567)
須依町　森　保雄　24－3454
日置町　横井則夫　26－8608
大井町　佐藤憲司　31－3588
勝幡町　弓削　恵　28－4417
須依町　住田宣子　22－5086
立田町　篠又慶次　23－3503
佐折町　後藤洋一　25－5049
町方町　加藤勝巳　55－8839
鰯江町　神田大介　31－3077

（愛西市）　☎(0567)
北一色町　大森智之　23－3732
大井町　鈴木宏尚　32－1887

（蟹江町）　☎(0567)
富吉　細川晃雄　96－1876
蟹江新田　飯田兼光　95－1886
学戸　山口勇一　96－5096
今西　白倉則朋　96－1335
八幡　杉本直樹　94－0025
〃　杉本美佳　94－0025
西之森　後藤　博　95－3671
学戸　磯貝いづみ　95－1003
本町　佐野勝也　96－2498
〃　堀江昭仁　95－7466
宝　山田幸敏　95－6722
〃　長谷川功一　95－2506
城　村松　進　96－1382
〃　森　清二　95－7822
源氏　田中基之　080－5155－1396
桜　税理士法人
中央会計　69－7089
代表社員　山田善久
社員　角田良仁
〃　山本隆彦　96－4070

（弥富市）　☎(0567)
鯏浦町　片岡　明　67－2835
前ケ須町　伊藤郁史　67－0893
〃　伊藤　操　67－0893
鯏浦町　川上周二　67－1125
下押萩　加藤定男　52－3003
鯏浦町　田口常代　64－1331
又八　松宮妃呂子　66－0810
前ケ須町　伊藤幹基　67－0893
加稲　佐藤　孝　68－8295
鯏浦町　佐藤勝幸　67－2960
東蜆　横井勇二　52－3693
前ケ須町　山本隆之　090－1608－3069

（飛島村）　☎(0567)
渚　中村佳織　31－7776

（令和6年8月21日現在）

税理士会の税務相談所へ ぜひお越し下さい。

税理士会では、下記のように“税務相談所”を開設しています。お気軽にお立ち寄り下さい。

毎月　第2火曜日　10:00～12:00
13:00～15:00
祝祭日の場合翌日（3月・8月はお休み）
あらかじめお電話でご予約ください。
（税務書類の作成・検算は行いません）

場所　東海税理士会　津島支部
津島市立込町4丁目144番地 津島商工会議所会館2階
HP http://ta-tsushima.gr.jp/
TEL 0567-23-0455

Ene One　Gas One
㈱よしや商店
登録番号 T7-1800-0109-7086
愛知県弥富市前ヶ須町南本田435－1
TEL(0567)65-0072 FAX(0567)65-3883

宇佐美グループ
自動制御機器・電子応用機器・マイクロコンピューター機器・各種計測器・設計製造
株式会社ユタカ電子
YUTAKA DENSHI
〒496-0022 津島市越津町梅之木28番地
TEL〈0567〉25－0833(代) FAX〈0567〉28－1150

THE AICHI CLINIC OF HEALTHCARE
あいち健康クリニック
人間ドック・健康診断・各種がん検診
脳MRI・骨盤MRI・全身がんスクリーニングMRI
内科・消化器内科・呼吸器内科・放射線科
TEL.0567-26-7328
津島市藤里町2-5 www.aichi-kenko.clinic

津島神社の門前にて150年余
川治屋仏壇店
津島市馬場町38（津島神社東）　TEL(0567)26-3286

人が活きてこそ企業が活きる
SANWA 株式会社三和スクリーン銘板
〒496-8002 愛知県愛西市佐折町宮寺55番地
TEL〈0567〉25−2333㈹ FAX〈0567〉25−2220
https:// www.sanwascreen.co.jp

暮らしのITサポート
iinamotto.com
パソコン・スマホで困ったらお電話ください
弥富市鯏浦町方六20
TEL 0567-67-0054
https://iinamotto.com
いいなもっと株式会社

豊かな風味を創造しています。
歴史と風土のみそ・しょうゆ・たまり
満足できる味、香りの調味料
七宝みそ・しょうゆ
佐藤醸造株式会社
本社／〒497-0011
愛知県あま市七宝町安松縣2743番地
TEL〈052〉444−2561㈹
FAX〈052〉444−1344

URL https://diselect.com
https://daito-ind.com
Daito

FAKE FOOD ACCESSORIES
nuts
Japan Made
受注生産承ります
TEL：67-0054
ホンモノそっくり!食品サンプル
食べちゃいそうなアクセサリー
ココナッツ・アクセサリー
https://coconuts-acce.shop

"本格派"フォトスタジオ
スタジオ＆館内ロケーションでバリエーション豊かなお写真を!!
イトウ写真舘
津島市天王通り2丁目7番地
0567−26−2735
イトウ写真舘 検索

KATO TEXTILE
カトウテキスタイル有限会社
Textile Constructor
愛知県愛西市草平町新佐屋川98-1　〒496-8015
Tel.0567-25-1575　Fax.0567-25-1578

共同グラビヤ印刷株式会社
本社工場
〒496−0031 愛知県津島市埋田町5丁目100番地
TEL〈0567〉25−2356㈹
FAX〈0567〉26−3013
0120−566−536
東京営業所 TEL〈049〉272−7911・大阪営業所 TEL〈06〉4307−6530

㈱伊勢正

サンガーデン マスコットキャラクター サンサン
Sun Garden
sungarden.co.jp
スポーツプラザ・スイミングスクール ☎24-1125
ボウリング・アミューズメント ☎25-2211

地域情報・災害情報は
エフエム ななみ 77.3 MHz

あなたの街のテレビ局
クローバーTV
0120-240-968（ニシオワリクローバー）
※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

眠りのご相談
介護のご相談
ぐっすり屋
ワタシン
津島本店　津島市今市場町 4-14
TEL：0567-25-1515
https://watashin.jp

伊藤鉄工株式会社
本　社　〒496-0801　津島市藤浪町1丁目39番地
☎(0567)26-2187　FAX(0567)26-7100
白浜工場　〒496-0801　津島市白浜町字下池57番1
☎(0567)32-3677　FAX(0567)32-3678
主要生産品
航空機　宇宙機器　飛昇体　エンジン　油圧機器
並びに電装機器用精密機械加工部品の設計・製作

諸太鼓製造元
堀田新五郎商店
堀田 新五郎
神社・佛閣・祭礼用
雅楽・能楽用各種
各種編成太鼓
〒496−0875 津島市下新田町五丁目123番地
電話 0567(26)2412㈹　FAX 0567(24)7663

皆様のかかりつけ薬局
浅井薬局
美と健康のASAI
本部 津島市天王通り6丁目3番地　TEL 0567・25・6501
URL https://www.asai-pharmacy.co.jp

USAMU
日本のハイウェーを結ぶ
宇佐美
ガソリン
タイヤ オイル 車検
どこの店にも負けません
車メンテナンスのご用命は
津島本店・甚目寺南・155号稲沢・中央道南・蟹江インター
蛭間・唐臼・155号津島西・弥富インター
車検 予約受付中　中部運輸局指定工場
安い 速い 安心
宇佐美 車検センター 0120-263568

いつも優しく親切に
地域の暮らしに貢献します。
愛知・岐阜・三重県下に29店舗
ヨシヅヤ
フレッシュ食品
Yストア
電子マネーCoGCa機能付ポイントカード
ありがとうCoGCaカード
会員様募集中
本社／愛知県津島市新開町1丁目6番地
TEL. 0567-23-7100（代表）
ヨシヅヤ 検索 https://www.yoshizuya.com/

NEC・Canon OA・事務用品・印刷
パソコン設置・修理承ります。
清芳屋
津島本店・カニエ営業所
羽島 店・愛西営業所
津島本店　TEL〈0567〉24−2525（代）

人事労務・労保・社保のご相談は
位田労務管理事務所
労働保険事務組合津島・海部親和会
津島・海部建設自営業者組合
〒496-0038　津島市橘町1丁目26番地
TEL(0567)28−0972　FAX(0567)28−0858

Ishihara Print
株式会社石原印刷
愛知県津島市天王通り四丁目17番地　〒496-0807
TEL（0567）26-2481　FAX（0567）26-5209

株式会社宇佐美鉱油
本社 津島市埋田町　☎26−3151
https://usami-net.com/

令和6年度 税を考える週間

11月11日から11月17日までは「税を考える週間」です。

国税庁では、国民の皆様に租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

今年の「税を考える週間」では、「これからの社会に向かって」をテーマとして、国民の皆様に国民生活と税の関わりを理解してもらうことにより、国民各層の納税意識の向上を図ることとしています。

月　日	時　間	行　事	団　体　名	開催場所
11月9日(土)～23日(土・祝)	10:00～21:00 23日は12:00まで	税に関する優秀作品展示	海部津島納税貯蓄組合連合会 (一社)津島法人会・津島間税会	ヨシヅヤ 津島本店
	10:00～21:00	津島税務署管内 税務連絡協議会 活動状況パネル展示	税務連絡協議会	
11月24日(日)	9:45～15:30	ねんぐ祭	(一社)津島法人会	津島市文化会館
	10:30～12:00	税に関する優秀作品表彰式	海部津島納税貯蓄組合連合会 (一社)津島法人会	
	9:00～14:00	税に関する優秀作品展示	海部津島納税貯蓄組合連合会 (一社)津島法人会・津島間税会	

要事前予約 参加無料

事業者の皆様へ

消費税のインボイス制度 登録要否相談会のご案内

令和5年10月1日から、インボイス制度が開始されました。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただくため、インボイス制度相談会を開催します。

また、**インボイス発行事業者の登録をするかどうか悩んでいる方**を対象に**登録要否相談会**を開催しますので、是非ご参加ください。

インボイス制度 特設サイト▶
インボイス制度について、詳しい情報等はこちらをご覧ください。

津島税務署

●登録要否相談会

インボイス発行事業者の登録をするかどうか悩んでいる方向けに、登録の考え方や事業の状況に応じて必要な情報等を個別にご案内します。

令和6年 11/25(月)
令和6年 12/19(木)
9:00~16:00
※相談時間は約30分です。開始時間は、ご予約の際にご案内します。

相談会開催日程等

相談会開催日程等の最新情報はこちらをご覧ください。

■インボイス制度登録要否相談会等にご参加いただく方へ

○会場収容人数の都合上、**事前予約制**としますので、事前に問合せ先まで申込みをお願いします。
○代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
○駐車場の施設が限られていますので、車でのご来場はご遠慮ください。
○個人事業者の方は、**①スマートフォン、②マイナンバーカード及び暗証番号、③利用者識別番号及び暗証番号がわかるもの**をご持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

開催場所、申込み・お問合せ先

津島税務署 津島市良王町2丁目31-1
TEL.**0567-26-2161**(代表) 個人課税第一部門(内線412)
法人課税第一部門(内線612)

令和6年分 **確定申告会場は 津島市文化会館です!**

スマートフォンはこちらから!

本年も**入場整理券方式**による会場内の**混雑**緩和を実施します。

e-Taxが より簡単・便利に!

「スマホとマイナンバーカードを利用してご自宅等からの申告にご協力をお願いします。」